

令和元年6月25日現在

機関番号：12611

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26381016

研究課題名(和文) 20世紀前半のドイツにおける幼児教育の制度化と家族に関する社会史的研究

研究課題名(英文) A socio-historical study on the institutionalization of the early childhood education and families in early 20th century Germany

研究代表者

小玉 亮子 (kodama, ryoko)

お茶の水女子大学・基幹研究院・教授

研究者番号：50221958

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、20世紀前半のドイツにおいて幼児教育と家族の関係がどのように議論されたのか、雑誌や会議の議事録等の資料から明らかにすることを目的とした。特に注目したのは、1920年のドイツ学校会議以降、ドイツでは事実上、就学前教育は教育領域の課題ではなく、福祉の領域に位置付けられた点である。この背景にあるのが、幼児教育を家族マターと考える意識であるのだが、さらに、本研究では、幼児教育の担い手たちが、学校体系から幼児教育を分離することを要求したことに注目した。この結果、この学校教育から独立性と家族的であることの主張は、幼児教育がのちのナチスドイツと親和性を持つことになったことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、幼児教育改革がグローバルに展開してきており、大多数の国々で幼児教育は学校教育体系の基礎をなすものとして位置付けられるようになってきている。しかし、幼稚園発祥のドイツにおいては、連邦レベルでは未だ福祉領域に位置付けられている。本研究では、この理由が20世紀初頭にまで遡るものであることとその論理が家庭的であることの意義と密接に結びついていることを明らかにするものである。さらに、こういった幼児教育施設が家庭的であることの主張が、ドイツにおいては、ナチス体制との親和性も持つことになったこと、それを推進した論理が母性の論理であることを明らかにした点に本研究の学術的意義があると考えている。

研究成果の概要(英文)： Using the several educational journals and conference records, this research examines the relationship between early childhood education and family. A discourse analysis showed that Kindergarten teachers regarded kindergartens not as schools, but family-like facilities. Therefore, kindergartens have been a part of the welfare system since 'Reichsschulkonferenz' in 1921. Although German school systems were targeted by Nazis, German kindergartens and families were admired during the Nazi era.

研究分野：教育学

キーワード：幼児教育 家族 ドイツ ヴァイマル期 母性 社会史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、20世紀前半のドイツの幼児教育の制度化過程を扱うものであるが、この時期、特に1920年はドイツの幼児教育において決定的な年であることは既に指摘されてきたところである(Rabe-Kleberg, U., 203, *Gender Mainstreaming und Kindergarten*, Berlin.)。というのも、1920年のドイツ全国学校会議において、フレーベル以降、教育の一環として普及してきた幼稚園(Kindergarten)が、教育系列ではなく福祉系列の施設としてみなされ、就学前教育は、学校教育体系から切り離されて福祉事業に位置づけられたためである。この時期はドイツにおいて学校教育体系の外に教育福祉職が成立する重要な時期にあたり(この点については、Peukert, D.J.K., 1986, *Grenzen der Sozialdisziplinierung*, Köln.および、生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹, 2011, 『青少年育成・援助と教育 ドイツの社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』有信堂を参照)この学校外活動を支援する教育福祉職の一つとして幼児教育が位置づけられることになる。しかも、このときの決定が現在まで影響を与え、幼児教育を教育省ではなく、家族・高齢者・女性・青少年省管轄のもとにおくという行政のあり方の基礎を形成することとなった。ちなみに、日本では、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省に二元化されていることが問題になっているが、現在、ヨーロッパ諸国では、総じて幼児教育は、教育省管轄のもとにある。このような現代の西欧諸国の趨勢のなかにあつて、ドイツのみが幼児教育を福祉系に位置づけ羅列づけている。では、なぜ、ドイツにおいて、幼児教育は教育系列から除外されたのか、幼児教育が制度化された時点においてどのような議論がなされていたのか。

上記の問題を検討するにあたり、鍵を握るのは、この時代の家庭教育意識であり、家族観である。これについては、すでに申請自身が、平成22~25年に交付を受けた科研費基盤研究C「ヴァイマル期ドイツにおける消費社会の進展と家庭教育に関する社会史的研究」(研究代表小玉)を進める過程でその解明に着手してきた。この研究では多子家族団体に焦点をあてて家族論の視点から家庭教育に関する研究をすすめてきたが、その過程で、家族論からのみではなく、幼児教育からの家庭教育論へのアプローチが不可欠であることがあきらかになってきている。

そのため、申請者は、2012年12月のジェンダー史学会において、学会発表「20世紀前半のドイツにおける家庭教育の展開 1920年全国学校会議に焦点をあてて」において、1920年の全国学校会議において幼児教育が福祉系列に位置づけられることになったことを指摘した。また、世紀転換期以降、ドイツにおいて幼児教育が家族概念を鍵として、きわめてジェンダー化されてきたことについて、論文「ドイツにおける社会国家形成と教育福祉職の成立」(研究業績 小玉2013)において、整理してきた。加えて、現代ドイツの分析もすすめてきており、ドイツの幼児教育が他のヨーロッパ諸国にくらべて特殊性をもつものであることについて、申請者が研究分担者として参加した、平成24年度文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」のなかの、「ドイツ」(研究業績 小玉2013)において、調査検討してきたところである。

これまで申請者の研究では、1920年の学校会議の議論において、幼児教育が福祉に位置づけられた経緯等について概観したが、それが持つ意味について十分検討してきたとは言えない状況にある。特に問題になるのは、幼稚園が福祉施設になるということは、ドイツの幼稚園の歴史にとって、整合性のない事態であるという点である。そもそも幼稚園の創設者であるフレーベルは、トータルな人間の教育のスタートとして幼稚園を構想し、当然のことながら幼稚園は教育体系の中に幼稚園を位置づけた。このことを踏まえれば、世紀転換期に活躍したフレーベルの後継者たちである幼稚園教育のリーダーたちが、自らの実践が教育体系から除外されることに対してどのように考えていたのか、慎重かつ詳細な検討が必要になるだろう。

### 2. 研究の目的

本研究においては、幼児教育が福祉領域に限定されていく過程で、幼児教育の担い手たちが具体的にどのように考えていたのか、幼児教育と家族イメージとの関係から明らかにすることを目的としている。幼児教育の担い手たちが、幼児教育の制度化の中で、それをどのように推進したのか、そこには、どのような葛藤、混乱があったのか、検討することとした。

### 3. 研究の方法

期間中に、まず、ドイツにおける幼児教育の制度化過程を19世紀末からナチス期にいたるまで、全体として整理することを試みた。その際に、やはり鍵を握るのが1920年の全国学校会議で、その会議での議事録(Die Reichsschulkonferenz 1920. Ihre Vorgeschichte und Vorbereitung und ihre Verhandlungen. Deutsche Schulkonferenzen, Bd.3, Verlag Detlev Auvermann KG, Glashütten in Taunus, 1972.)分析を行い、特に、ここで委員となったLilli Droscher, Elsa Schultes, Elisabeth Schwarz, Anna Winer-Pappenheimらの言動に注目して、彼女たち実践家たちがどのように考えていたのかについて、さらに詳細な分析を行うこととした。加えて、これが、ヴァイマル少年福祉法の制定過程においてどのように議論されることになるのかについて、分析をする。これらの議事録については、東京大学において所蔵されていることを確認している。

幼児教育の制度化過程を整理した上で、本研究の中心的分析は、雑誌の分析とした。分析対象に考えているのが雑誌『幼稚園』(Kindergarten)と、加えて、幼児教育のみならず、『ドイ

ツ女教師雑誌』(Deutsche Lehrerinnenzeitung)、『女教師』(Die Lehrerin)の分析も行った。これらとその周辺の資料は、ベルリンの教育史研究図書館(Bibliothek für Bildungsgeschichtliche Forschung)および、ライプツィヒにあるドイツ国立図書館(Deutsch Nationalbibliothek)に所蔵されていることから、これらの資料から、幼児教育の教師および女子教師たちの動向を分析した。

#### 4. 研究成果

本研究において幼児教育の制度化過程を分析してきたが、そこでのキー概念は、家族と家庭教育としてきた。なぜならば、幼児教育が福祉領域に位置づけられるのにあたり、基本的に幼児教育と家族の関係が問われていたことによる。ヴァイマル憲法で明言されたように、子どもの成長にとって、最も重要なものはあくまでも家族であって、幼児教育は副次的な課題と位置づけられていた。しかし、もし、幼児教育が家庭で行えるものであるとすると、母親がすればいいということになり、幼児教育に携わる教師の専門性は存在しないこととなる。この点こそが、フレーベル以降の幼児教育の担い手たちがかかえる自己矛盾に他ならない。というのも、母親が働く貧民を対象とした幼児教育施設と異なり、フレーベル自身は、経済的余裕のある中産階級、すなわち家庭教育意識が高く、母親が家庭にとどまっている階層をそのターゲットとしてきたからである。

研究を進める中で、幼児教育に限らず、ドイツの教育制度の中では、常に底流のように「母なるもの」の意義が語られてきたことも確認することができた。19世紀を通じて「母親の意義」が教育の基本として常に議論されてきたといってもいい。このような教育学の歴史は、20世紀の幼児教育の制度化にも大きな影響を与えることとなった。

また、20世紀になるとアメリカから母の日がドイツに輸入される。この母の日はドイツで瞬く間に普及し、特に幼児教育や初等教育において歓迎されることとなる。母の日を通して、家庭教育と幼児教育の連携と接続が強化されていく動きが見られた。何より、幼児教育は、そこで働く教員のほとんどが女性であるというきわめてジェンダー化された教育業界である。教師と母が接点を持ちつつ違いの位置付けを高めていったと言える。

1921年に終わることになるドイツ学校会議で、当時、幼児教育のリーダーであったリリー・ドロシャーは、幼児教育が学校教育と異なる性質のものであることを力強く主張した。そのことは彼らの独自性の宣言であり、学校教育とは異なる専門性の主張である。確かに、ドロシャーは自らの専門職を守ろうとしたと言えるのであるが、しかし、その論拠が「家族的なるもの」であり「母なるもの」であるとき、それは、高い教育を受ける必要のあるもの、資格によって背位置付けられるものではなくてしまうことになる。

1933年にナチスが政権を取ってから、ドイツのそれまでの学校制度は徹底的にナチス化のための弾圧を受けることとなった。しかし、学校教育体系から分離独立していた幼児教育はその体制を大きく変えることなく生き残ることができた。それどころかナチスによってフレーベルは礼賛され、幼児教育は家族をナチスに取り込むための重要な役割を担うこととなる。幼児教育における「母なるもの」の主張は、ナチスのイデオロギーと共振しつつその力を増していくこととなったことも明らかになった。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 小玉亮子 (2018)「母なるものをめぐって -戦後家族のあり方を振り返る-」『人間と教育』98号、pp. 28-35 (査読あり)。
2. 小玉亮子 (2016)「教育における母なるものの呪縛 -ジェンダー視点に立つ歴史研究から」教育思想史学会編『近代教育フォーラム』No.25 pp.129-138.

〔学会発表〕(計 4 件)

1. 小玉亮子 (2018.9.30)「母親ということと専門家ということ リリー・ドロシャーの直面したもの」(個人発表) 教育史学会第62回大会 於一橋大学
2. 小玉亮子 (2016.5.7)「Professionalismとmotherness の間で -ドイツにおける家庭、家庭的保育、施設保育の関係をめぐって-」(自主シンポジウム:3歳未満児保育のユニバーサル化と質保障 ドイツの政策と課題 話題提供) 日本保育学会第69回大会 於東京学芸大学
3. 小玉亮子 (2015.10.13)「教育における母なるもの(の呪縛)-ジェンダー視点に立つ歴史研究の試みから-」(シンポジウム発表) 教育思想史学会第25回大会 於慶応義塾大学

4. 小玉亮子 (2014.8.23) 「20世紀初頭のドイツにおける母イメージ(母の表象)の展開と教育-母の日の普及に焦点をあてて-」(個人発表) 日本教育学会第73回大会 於九州大学

〔図書〕(計 5 件)

1. 小山静子・小玉亮子編 (2018) 『子どもと教育 - 近代家族というアリーナ - 』日本経済評論社( 小玉亮子 「二十世紀初頭のドイツにおける母の日と教育」 pp. 141-174、総ページ数 294 )
2. 藤崎宏子・池岡義孝著 (2017) 『現代日本の家族社会学を問う 多様化の中の対話』ミネルヴァ書房( 小玉亮子 「<教育と家族>研究の展開 - 近代的孩子観・近代家族・近代教育の再考を軸として」 pp. 33-56、総ページ数 290 )
3. 北村友人編 (2016) 『グローバル時代の市民形成』岩波書店( 小玉亮子 「ジェンダーと市民性-多様化するドイツ社会と家族」 pp. 217-239 を担当執筆、総ページ数 276 )
4. 宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編集代表 (2015) 『世界の社会福祉年鑑 2015 特集 各国の子ども政策と社会福祉』旬報社( 小玉亮子 「ドイツにおける子育て政策の現状と課題-「家庭的であること」をめぐって-」 pp. 47-56 を担当執筆、総ページ数 457 )
5. 木村元編 (2015) 『教育学』医学書院( 小玉亮子 「ジェンダーとセクシュアリティ」 pp. 205-216 を担当執筆、総ページ数 264 )

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名： なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名： なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。